

## 指定訪問（介護予防訪問）リハビリテーションルーエハイム 運営規程

（運営規定設置の主旨）

第1条 社会福祉法人安誠福祉会が開設する指定訪問リハビリテーションルーエハイム（以下「当事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、適正な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所の職員は、利用者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、利用者の要介護（介護予防にあつては要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 4 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 当事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名 称 指定訪問リハビリテーションルーエハイム
- （2）所在地 埼玉県桶川市川田谷4948-1
- （3）電話番号 048-685-5550 FAX番号 048-786-0755
- （4）介護保険指定番号 1175200615

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1）管理者（医師） 1名  
当事業所の職員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上  
利用者に交付した訪問（介護予防訪問）リハビリテーション計画に基づき、適正なサービスを提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。  
但し、1月1日から1月3日までを除く。  
(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定訪問リハビリテーション等の内容）

第7条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治の医師の指示の基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

（利用料等その他の費用の額）

- 第8条 当事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問（介護予防訪問）リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額の1割（又は2割、乃至3割）とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおり。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えた地点から行うサービス提供に要した交通費は、次の額を徴収する。  
通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき80円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、桶川市、北本市、上尾市、川島町、吉見町とする。

（虐待の防止等）

- 第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第 12 条 当事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 当事業者はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録する。

(苦情処理)

第 13 条 当事業所は、提供したサービス等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第 15 条 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(職員の服務規律)

第 16 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次のことに留意する。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人安誠福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 20 条 当事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 職員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 外部研修 必要に応じて積極的に参加させる。

- 2 当事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人安誠福祉会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年 6月1日より施行する。